

1960年4月1日
2011年2月1日改定

江戸川区サッカー連盟 規約

第一章 名称・事務局

- 第 1 条 本連盟は江戸川区サッカー連盟と称する。
第 2 条 本連盟は所在を事務局内に置く。
事務局は理事長宅もしくは理事長の指定する場所とする。

第二章 目的

- 第 3 条 本連盟は区内在住・在勤のサッカー愛好者（団体）をもって組織し、区民の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に生涯スポーツ活動の普及に貢献すること、サッカーの振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 事業

- 第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行なう。
1) 江戸川区体育会に加盟し、江戸川区民体育大会サッカーの部の主管・運営。（春季・秋季）
2) 各種大会の主催。（小学生大会・中学生大会・一般大会・壮年大会）
3) 技術並びに審判講習会・研修会。
4) 5年毎の墨東五区サッカー選手権大会の主管・運営。
5) 区外への派遣事業。（役員・選手・審判員）
6) その他本連盟の目的達成に必要な事業。
7) 体育会協力事業。優秀団体、選手の推薦。

第四章 加盟・脱退・処置

- 第 5 条 本連盟に加盟・登録を希望する団体（所属者）は、各部理事会の承認を得ること。加盟・登録条件については各部会が別途定める。
第 6 条 1年以上会費を納入しない団体（所属者）は除名する。
第 7 条 脱退する場合は本連盟事務局まで届け出ること。
第 8 条 加盟団体またはその所属者が、本連盟の名誉を毀損、若しくはサッカー選手としての品位を著しく失墜する行為をした場合は、理事会の承認を経て除名または出場停止処分を行なう事が出来る。細則は、大会規定に定める。

第五章 役員

- 第 9 条 1項 本連盟に下記の役員を置く。
1) 名誉会長 2) 会 長 1名 3) 副会長 若干名
4) 理 事 長 1名 5) 副理事長 若干名
6) 常任理事 必要名 7) 理 事 (加盟団体各 1名)
8) 会計監事 2名 9) 顧 問

2項 各々の役員は規約に基づく連盟活動を行なうために、各部会を組織し運営を行なう。各部会組織の細則は別途定める。

- 第 10 条 役員を選出は下記の通りとする。
- 1) 名誉会長・会長・副会長・顧問は常任理事会に於いて推挙し、総会の承認を得る。
 - 2) 理事長・副理事長は常任理事の互選とする。
 - 3) 副理事長は理事長を補佐し、理事長がその任務の遂行が不可能な場合はこれを代行する。
 - 4) 常任理事は理事の互選とする。
 - 5) 理事は各加盟団体より 1 名選出する。
 - 6) 会計監事は常任理事会において選出し総会の承認を得る。
- 第 11 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第六章 会 議

- 第 12 条 本連盟は下記の会議を行なう。
- 1) 総会 年 1 回。但し、必要に応じて臨時に開く事が出来る。
議長は理事の互選とする。
総会での議決権は 1 団体 1 票とする。
 - 2) 役員会は会長が招集する。(随時)
 - 3) 常任理事会は理事長が招集する。(随時)
 - 4) 各部理事会は各部会の部長が招集する。(随時)
 - 5) 会議は加盟団体及び構成人員の 2/3 以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第七章 会 計

- 第 13 条 本連盟の経費は次のものにより支弁する。
- 1) 会 費 年額 1 団体 10,000 円
 - 2) 新規加盟費 1 団体 10,000 円
 - 3) 大会参加費 大会毎に各部理事会で決定する。
 - 4) 部 会 費 各部理事会において決定する。
 - 5) 臨時会費 常任理事会において決定する。
 - 6) 委託金 (体育会より)、寄付金、その他

- 第 14 条 本連盟の会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第八章 付 則

- 第 15 条 本規約の改廃は総会の議決を要する。
- 第 16 条 本規約の施行について必要な細則は常任理事会にて別途定める。
- 第 17 条 この規約は、2011 年 2 月 1 日より施行する。

2011年2月1日

江戸川区サッカー連盟 一般部 規約

第一章 名称

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟一般部と称する。

第二章 目的

第 2 条 本部は江戸川区サッカー連盟に所属し、区内在住・在勤のサッカー愛好者（団体）をもって組織し、区民の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に生涯スポーツ活動の普及に貢献すること、サッカーの振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 加盟・登録の資格

第 3 条 活動拠点を江戸川区に置き、在住・在勤・在学者を中心に組織された団体とする。（在住団体は原則として8名以上が在住している事とする。）

第 4 条 加盟・登録に関しては、一般部理事会の承認を得るものとする。

第四章 組織・会計に関する規定

第 5 条 本部は下記役員を置く。

1) 部 長	1名	2) 副 部 長	若干名
3) 理 事 (加盟団体各1名)		4) 会 計	1名
5) 監 査	1名		

第 6 条 一般部の経費は次のものにより支弁する。

1) 部 会 費	年額1団体	20,000円
2) 選手登録費	年額1人	1,000円
3) 臨時会費	一般部理事会で決定する。	

第五章 運営に関する規定

第 7 条 本部は下記の会議を行なう。

- 1) 一般部理事会は部長が招集する。（随時）
- 2) 各大会の運営要綱は理事会にて決定する。
- 3) 会議は加盟団体及び構成人員の2/3以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第六章 付 則

第 8 条 本規約の改廃は一般部理事会の議決を要する。

第 9 条 この規約は、2011年2月1日より施行する。

2011年2月1日

江戸川区サッカー連盟 少年部 規約

第一章 名 称

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟 少年部 と称する。

第二章 目 的

第 2 条 本部は江戸川区サッカー連盟に所属し、区内団体をもって組織し、小学生及び未就学児の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に、サッカーを通じ生涯スポーツ活動の普及に貢献し、地域振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 加盟・登録の資格

第 3 条 活動拠点を江戸川区に置き、在住・在勤・在学者を中心に組織された団体とする。

第 4 条 加盟・登録に関しては、少年部理事会の承認を得るものとする。

第四章 組織・会計に関する規定

第 5 条 本部は下記役員を置く。

- | | | | |
|----------|----|-----------------|-----|
| 1) 部 長 | 1名 | 2) 副 部 長 | 若干名 |
| 3) 運営委員長 | 1名 | 4) 技術委員長 | 1名 |
| 5) 審判委員長 | 1名 | 6) 理事 (加盟団体各1名) | |
| 7) 会 計 | 1名 | 8) 監 査 | 2名 |

第 6 条 少年部の経費は次のものにより支弁する。

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| 1) 部 会 費 | 年額1団体 | 20,000円 |
| 2) 臨時会費 | 少年部理事会で決定する。 | |

第五章 運営に関する規定

第 7 条 本部は下記の会議を行なう。

- 1) 少年部理事会は部長が招集する。(随時)
- 2) 各大会の運営要綱は理事会にて決定する。
- 3) 会議は加盟団体及び構成人員の2/3以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第六章 付 則

第 8 条 本規約の改廃は少年部理事会の議決を要する。

第 9 条 この規約は、2011年2月1日より施行する。

2011年2月1日

江戸川区サッカー連盟 中等部 規約

第一章 名 称

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟 中等部と称する。

第二章 目 的

第 2 条 本部は江戸川区サッカー連盟に所属し、区内団体をもって組織し、中学世代の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に、サッカーを通じ生涯スポーツ活動の普及に貢献し、地域振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 加盟・登録の資格

第 3 条 活動拠点を江戸川区に置き、在住・在勤・在学者を中心に組織された団体とする。

第 4 条 加盟・登録に関しては、中等部理事会の承認を得るものとする。

第四章 組織・会計に関する規定

第 5 条 本部は下記役員を置く。

1) 部 長	1名	2) 副 部 長	1名
3) 理 事 (加盟団体各 1名)		4) 会 計	1名
5) 監 査	1名		

第 6 条 本部の経費は次のものにより支弁する。

1) 部 会 費	年額 1 団体	20,000円
2) 臨時会費	中等部理事会で決定する。	

第五章 運営に関する規定

第 7 条 本部は下記の会議を行なう。

- 1) 理事会は部長が招集する。(随時)
- 2) 各大会の運営要綱は理事会にて決定する。
- 3) 会議は加盟団体及び構成員の2/3以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第六章 付 則

第 8 条 本規約の改廃は中等部理事会の議決を要する。

第 9 条 この規約は、2011年2月1日より施行する。

江戸川区サッカー連盟女子部規約

2011年2月1日

第一章 名称

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟女子部と称する。

第二章 目的

第 2 条 本部は江戸川区サッカー連盟に所属し、区内在住・在勤のサッカー愛好者（団体）をもって組織し、区民の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に生涯スポーツ活動の普及に貢献すること、サッカーの振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 加盟・登録の資格

第 3 条 活動拠点を江戸川区に置き、在住・在勤・在学者を中心に組織された団体とする。（在住団体は原則として8名以上が在住している事とする。）

第 4 条 加盟・登録に関しては、女子部理事会の承認を得るものとする。

第四章 組織・会計に関する規定

第 5 条 本部は下記役員を置く。

- | | | | |
|------------------|----|----------|----|
| 1) 部 長 | 1名 | 2) 副 部 長 | 1名 |
| 3) 理 事 (加盟団体各1名) | | 4) 会 計 | 1名 |
| 5) 監 査 | 1名 | | |

第 6 条 一般部の経費は次のものにより支弁する。

- 1) 部 会 費 女子部理事会で決定する。
- 2) 臨 時 会 費 女子部理事会で決定する。

第五章 運営に関する規定

第 7 条 本部は下記の会議を行なう。

- 1) 女子部理事会は部長が招集する。（随時）
- 2) 各大会の運営要綱は理事会にて決定する。
- 3) 会議は加盟団体及び構成人員の2/3以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第六章 付 則

第 8 条 本規約の改廃は女子部理事会の議決を要する。

第 9 条 この規約は、2011年2月1日より施行する。

2011年2月1日

江戸川区サッカー連盟 壮年部 規約

第一章 名称

第 1 条 本部は江戸川区サッカー連盟壮年部と称する。

第二章 目的

第 2 条 本部は江戸川区サッカー連盟に所属し、区内在住・在勤のサッカー愛好者（団体）をもって組織し、区民の体力の向上とスポーツ精神の養成に寄与すると共に生涯スポーツ活動の普及に貢献すること、サッカーの振興と技術の向上を図ることを目的とする。

第三章 加盟・登録の資格

第 3 条 活動拠点を江戸川区に置き、在住・在勤・在学者を中心に組織された団体とする。（在住団体は原則として8名以上が在住している事とする。）

第 4 条 原則として活動年度の4月1日に満40歳以上の者とする。

第 5 条 加盟・登録に関しては、壮年部理事会の承認を得るものとする。

第四章 組織・会計に関する規定

第 6 条 本部は下記役員を置く。

- | | | | |
|----------------|----|--------|----|
| 1) 部長 | 1名 | 2) 副部長 | 1名 |
| 3) 理事（加盟団体各1名） | | 4) 会計 | 1名 |
| 5) 監査 | 1名 | | |

第 7 条 壮年部の経費は次のものにより支弁する。

- | | | | |
|----------|--------------|--------|--|
| 1) 部会費 | 壮年部理事会で決定する。 | | |
| 2) 選手登録費 | 年額1人 | 1,000円 | |
| 3) 臨時会費 | 壮年部理事会で決定する。 | | |

第五章 運営に関する規定

第 8 条 本部は下記の会議を行なう。

- 1) 壮年部理事会は部長が招集する。（随時）
- 2) 各大会の運営要綱は理事会にて決定する。
- 3) 会議は加盟団体及び構成人員の2/3以上の出席をもって成立し、議決はその過半数の可決をもって成立する。但し委任状をもってこれに代えることが出来る。

第六章 付 則

第 9 条 本規約の改廃は壮年部理事会の議決を要する。

第 10 条 この規約は、2011年2月1日より施行する。